

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、会計法予算決算及び会計令第74条に基づき公告する。

令和6年12月20日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 大立目 勇治

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 42

1. 競争入札に付する事項

- 件名 長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(単価契約)
年間使用予定電力量 613,268kWh
予定契約電力 483kW
- 委託内容 別紙「仕様書」による。
- 需要場所 別紙「仕様書」による。
- 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 入札方法 最低価格落札方式による。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」でA, B, C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金及び労働保険)に加入しており、かつ該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 労働関係法令を遵守していること。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- 長崎労働局が定めるCO2排出量に関する基準を満たしていること。
- この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者であつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
※これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ5(1)に照会すること。

3. 入札参加の受付

- 受付期間及び場所
令和6年12月20日(金)10時00分～令和7年2月10日(月)16時00分
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 及び 政府電子調達(GEPS)システムにおいて
- 提出するもの
「入札説明書」による。
- その他
入札参加を希望する者は、受付期間内に受付を終了すること。
※入札説明会は実施しないため、入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、随時受け付けることとする。文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までに疑義等を全て解消しておくこと。

4. 電子調達システムの利用

本案件は、政府電子調達(GEPS)システム(<https://www.p-portal.go.jp/>)で行う。なお、当システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に、書面により申し出た場合に限り、紙入札に変えることができる。

5. 入札書の提出場所等

- 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階
長崎労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 江口 電話 095-801-0020
- 入札書の受領期限
令和6年12月20日(金)10時00分～令和7年2月12日(水)12時00分まで
※開札に立会う場合は、(3)の期限による(立会を希望する場合は事前に連絡すること。)
- 開札の日時及び場所
令和7年2月12日(水)13時30分
TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

6. 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7. 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

9. 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10. 契約書作成の要否 会計法第29条の8及び予算決算及び会計令第100条により行う。

11. その他

- 詳細は入札説明書による。入札参加者は、入札説明書を熟読し、内容承認のうえ参加すること。
- 担当者等から提出される契約関係書類(契約書除く)については、押印の省略が可能であるが、事業者としての決定であること。
- 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

入札説明書

長崎労働局総務部総務課

長崎労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）
- (2) 委託内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 需要場所 別紙「仕様書」による。
- (4) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (5) その他の事項 本案件は、政府電子調達（GEPS）システム（<https://www.p-portal.go.jp/>）により執行する。ただし、特段の事情がある者は、政府電子調達（GEPS）システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

2. 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。

又、開札日の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和6年12月20日（金）10時00分～令和7年2月10日（月）16時00分まで

(2) 提出場所

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 江口 TEL095-801-0020

(3) 提出書類

①共通事項

長崎労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず『入札関係書類受領書』を提出すること。（メールアドレスによる提出可）

②政府電子調達（GEPS）システムにより入札を行う場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none">入札参加申込書（別紙1）競争参加資格審査結果通知書（写）誓約書（別紙5）長崎労働局が定めるCO2排出基準にかかる申出書（別紙②） ※CO2排出基準を満たすことを示す書類等を添付すること <ul style="list-style-type: none">自己申告書（別紙8）	スキャナ等により電子データ化したものを政府電子調達（GEPS）システムにより送信すること。参加申込・入札等を代理人が行う場合は、同システムに定める委任の手続きを完了しておくこと。

③紙入札により入札を行う場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none">入札参加申込書（別紙1）競争参加資格審査結果通知書（写）政府電子調達（GEPS）システム案件の紙入札方式での参加について（別紙2）委任状（別紙4） ※該当者のみ誓約書（別紙5）長崎労働局が定めるCO2排出基準にかかる申出書（別紙②） ※CO2排出基準を満たすことを示す書類等を添付すること <ul style="list-style-type: none">自己申告書（別紙8）	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) その他

上記②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

3. 入札書等の提出について

- (1) 以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、政府電子調達（GEPS）システムにより応札する場合は通信状況により提出期限内に政府電子調達（GEPS）システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札金額の計算方法

入札金額は、契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価に当局が提示する予定契約電力及び予定使用電力をそれぞれ乗じた金額とし、その内訳を入札付属書に記載し提出すること。

電気料金の計算で力率を考慮する業者は100%で計算し、応札金額に含めること。また、再エネ使用電力量に応じた料金が発生する場合は、応札金額に含めること。

なお、燃料費調整・市場価格調整・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は算入しないこと。その他詳細は、別紙3-1「入札書・入札付属書について」を参照すること。

入札付属書には、需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を記載することとし、再エネ使用電力量に応じた料金が発生する場合は対象使用電力量及び、対象使用電力量に対する単価も記載すること。その他詳細は、別紙3-1「入札書・入札付属書について」を参照すること。

入札付属書は、需要場所ごとに作成すること（様式有）。

落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もり契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他詳細は、別紙3-1「入札書・入札付属書について」を参照すること。

契約金額は、「入札付属書」に記載した単価とする。

(3) 政府電子調達（GEPS）システムにより入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和6年12月20日（金）10時00分～令和7年2月12日（水）12時00分

②入札書の提出方法

入札にあたっては、入札書の書面による提出は不要であるが、スキャナ等により電子データ化した

「入札付属書」を添付して政府電子調達（GEPS）システムにより入札金額を送信すること。

(4) 紙により入札を行う場合

①入札書の受領期限

令和6年12月20日（金）10時00分～令和7年2月12日（水）12時00分

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課 会計第一係 江口 TEL095-801-0020

③入札書の提出方法

入札書は別紙3の様式にて作成し、入札金額の内訳を別添「入札付属書」に記入して提出すること。直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長あて）及び「令和7年2月12日（水）開札「長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）」の入札書在中」と朱書し、上記2の（2）へ入札書の受領期限までに提出すること。

郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月12日（水）開札「長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）」の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記2の（2）あてに入札書の受領期限までの必着で送付すること。

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。各種証明の提出等をシステム上において行う場合は、最初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了すること。

なお、電子入札においては、複数の代理人による応札は認めない。

- ②代理人が紙により入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は、商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書の受領期限までに別紙4の様式による代理委任状を提出すること。

なお、復代理人を選任する場合は、別紙4及び別紙4（復代理人用）の2通が必要となるので注意すること。

- ③入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 書面による入札において記名がない者
- (4) 入札書の金額及び、氏名について誤脱及び判読不可能なものがある者
- (5) 入札金額の記載を訂正した者
- (6) 入札書または入札付属書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合に計算誤りがある者
- (7) 1人で2以上の入札をした者
- (8) 代理人でその資格のない者
- (9) 別紙5の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反する者
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けた者
- (11) 入札書の金額記入欄の頭に『金』もしくは『¥』マークの記入のない者
- (12) 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者

5. 入札の延期等

競争に参加し又はこれに関連する者が共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき、又、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

6. 開札

- (1) 開札の日時及び場所

令和7年2月12日（水）13時30分

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 長崎労働局総務部総務課

- (2) 紙入札立会者

入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (3) 再度入札の取扱い

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、再度の入札を行う。

- ① 再度入札の提出日時及び場所

令和7年2月14日（金）16時00分～令和7年2月21日（金）12時00分まで

※ 紙入札の場合の入札書提出場所については、上記3（4）②の入札場所と同じ。

- ② 再度入札の開札日時及び場所

令和7年2月21日（金）13時30分

※ 開札場所については、上記6（1）の開札場所と同じ。

7. 入札辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届（別紙7）を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は、郵送にて行う。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

8. 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 入札説明書3に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格を入札した者を落札者とする可能性がある。
- (3) 落札者となるべき者が、二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又はシステムの開札結果の通知書により通知するものとする。

9. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

10. 契約書の作成

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

11. 代金の支払い

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は、「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

12. 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 政府電子調達（GEPS）システムにより執行した案件については、入札結果を入札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を長崎労働局ホームページに公表する。

13. 契約関係書類について

- (1) 担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (2) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

14. 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の「実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定」）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

15. 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-000-683 03-4322-7803 （IP電話等をご利用の場合）

◎ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

但し、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、2の（2）の入札書の提出場所に連絡すること。

入札関係書類受領書

【 連絡票 】

長崎労働局 総務部 総務課 会計第一係 行

(メールアドレス eguchi-kaito.h18@mhlw.go.jp)

案 件 名	長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給 (単価契約)
受 領 日 (ダウンロード日)	
会 社 名	
担当者名	
担当者電話番号	
備 考	

※入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合又は窓口で受領した場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスに送信 (又は窓口へ提出) してください。

※急な仕様の変更等をした場合、又は質疑等に関する回答を行う場合に貴担当者様への連絡の際に使用させていただきます。

入札参加申込書

1 案件名 長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
 における等級 物品の販売 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載しているものではない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）の加入義務があるにもかかわらず、加入していないものではない。
 ※自社に該当する保険制度のにチェック（）を入れること。 はい ・ いいえ
- (6) 該当する制度の保険料の滞納があり、指導に応じず、現在も滞納があるものではない。 はい ・ いいえ
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。 はい ・ いいえ

1 事業所名	
2 担当者所属名称	
3 担当者名	
4 担当者所属住所等	
5 担当者電話番号	
6 担当者メールアドレス	

入札方式 紙入札 ・ 政府電子調達（GEPS）システム

（いずれかに○）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
 長崎労働局総務部長 殿

所 在 地
 商号又は名称
 代表者職氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 大立目 勇治 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

政府電子調達（GEPS）システム案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記の入札案件について、政府電子調達（GEPS）システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

2 政府電子調達（GEPS）システムでの参加ができない理由

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 大立目 勇治 様

入札者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
(代理人による入札の場合は) 代理人

下記金額をもって入札いたします。

記

	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

※ 金額の頭に必ず『金』もしくは『¥』マークを入れること。

電子くじ番号

--	--	--

※ 3ケタの電子くじ番号(000~999)を記入すること。(同価入札の場合に使用する)

1. 件 名 長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給 (単価契約)

2. 入札条件 予算決算及び会計令第76条の定めるところによる。

- 備考
- 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記入すること。
 - 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。
 - 3 「入札付属書」(①~⑨の9枚)を別途添付すること。
 - 4 「入札書」、または「入札付属書」の添付漏れや計算誤り、金額の訂正は入札無効となるので注意すること。
 - 5 金額の頭に必ず『金』もしくは『¥』マークを入れること。

入札付属書①

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(江迎労働基準監督署)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	24kw		100			1,761						
2025年5月	24kw		100			1,567						
2025年6月	24kw		100			2,679						
2025年7月	24kw		100			4,068						
2025年8月	24kw		100			4,156						
2025年9月	24kw		100			3,817						
2025年10月	24kw		100			1,859						
2025年11月	24kw		100			2,143						
2025年12月	24kw		100			2,905						
2026年1月	24kw		100			3,232						
2026年2月	24kw		100			2,955						
2026年3月	24kw		100			2,923						
合計	—	—	—	—	—※5	34,065	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
 - ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
 - ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
 - ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
 - ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
 - ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
 - ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
 - ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する
- (注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。
- (注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書②

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(島原労働基準監督署)

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

(代 理 人 氏 名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2 ※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単 価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	26kw		100			1,327						
2025年5月	26kw		100			1,160						
2025年6月	26kw		100			2,444						
2025年7月	26kw		100			4,798						
2025年8月	26kw		100			4,847						
2025年9月	26kw		100			4,354						
2025年10月	26kw		100			1,392						
2025年11月	26kw		100			1,589						
2025年12月	26kw		100			3,108						
2026年1月	26kw		100			3,293						
2026年2月	26kw		100			2,997						
2026年3月	26kw		100			2,369						
合計	—	—	—	—	—※5	33,678	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書③

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(長崎公共職業安定所)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	119kw		100			9,518						
2025年5月	119kw		100			10,489						
2025年6月	119kw		100			12,176						
2025年7月	119kw		100			16,897						
2025年8月	119kw		100			20,845						
2025年9月	119kw		100			15,758						
2025年10月	119kw		100			11,870						
2025年11月	119kw		100			9,900						
2025年12月	119kw		100			12,764						
2026年1月	119kw		100			14,317						
2026年2月	119kw		100			11,996						
2026年3月	119kw		100			11,600						
合計	—	—	—	—	—※5	158,130	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書④

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(大瀬戸合同庁舎(長崎公共職業安定所西海出張所))

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2 ※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	56kw		100			1,854						
2025年5月	56kw		100			2,015						
2025年6月	56kw		100			3,806						
2025年7月	56kw		100			6,778						
2025年8月	56kw		100			7,217						
2025年9月	56kw		100			6,160						
2025年10月	56kw		100			2,746						
2025年11月	56kw		100			1,941						
2025年12月	56kw		100			2,005						
2026年1月	56kw		100			1,924						
2026年2月	56kw		100			1,833						
2026年3月	56kw		100			2,206						
合計	—	—	—	—	—※5	40,485	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書⑤

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(佐世保公共職業安定所)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	86kw		100			7,055						
2025年5月	86kw		100			8,337						
2025年6月	86kw		100			11,365						
2025年7月	86kw		100			14,302						
2025年8月	86kw		100			14,361						
2025年9月	86kw		100			12,709						
2025年10月	86kw		100			8,222						
2025年11月	86kw		100			7,555						
2025年12月	86kw		100			10,233						
2026年1月	86kw		100			10,958						
2026年2月	86kw		100			10,441						
2026年3月	86kw		100			9,652						
合計	—	—	—	—	—※5	125,190	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書⑥

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(諫早公共職業安定所)

所 在 地
 名 称
 代 表 者 氏 名
 (代 理 人 氏 名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2 ※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	47kw		100			4,186						
2025年5月	47kw		100			4,583						
2025年6月	47kw		100			6,942						
2025年7月	47kw		100			6,654						
2025年8月	47kw		100			6,200						
2025年9月	47kw		100			10,428						
2025年10月	47kw		100			6,242						
2025年11月	47kw		100			5,738						
2025年12月	47kw		100			6,651						
2026年1月	47kw		100			7,019						
2026年2月	47kw		100			6,101						
2026年3月	47kw		100			5,338						
合計	—	—	—	—	—※5	76,082	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書⑦

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(大村公共職業安定所)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2 ※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	41kw		100			2,635						
2025年5月	41kw		100			2,638						
2025年6月	41kw		100			3,964						
2025年7月	41kw		100			6,451						
2025年8月	41kw		100			6,605						
2025年9月	41kw		100			7,113						
2025年10月	41kw		100			2,712						
2025年11月	41kw		100			2,996						
2025年12月	41kw		100			4,351						
2026年1月	41kw		100			4,510						
2026年2月	41kw		100			4,189						
2026年3月	41kw		100			3,750						
合計	—	—	—	—	—※5	51,914	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書⑧

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(島原公共職業安定所)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単 価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	32kw		100			2,301						
2025年5月	32kw		100			2,541						
2025年6月	32kw		100			2,944						
2025年7月	32kw		100			4,586						
2025年8月	32kw		100			4,882						
2025年9月	32kw		100			4,385						
2025年10月	32kw		100			2,838						
2025年11月	32kw		100			2,624						
2025年12月	32kw		100			3,729						
2026年1月	32kw		100			4,137						
2026年2月	32kw		100			3,549						
2026年3月	32kw		100			3,370						
合計	—	—	—	—	—※5	41,886	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札付属書⑨

支出負担行為担当官 長崎労働局総務部長 殿

件名：長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給(江迎公共職業安定所)

所在地

名称

代表者氏名

(代理人氏名)

区分	基本料金					使用電力量料金			再エネ使用電力量料金			※1 合計 ①+②+③ (円)
	契約電力 (kw)	税込単価 (円/kw)	※4 力率 (%)	※2 ※6 力率割引額 (円)	月額 ① (円)	予定使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※3 月額 ② (円)	※7 対象使用 電力量 (kwh)	税込単価 (円/kwh)	※8 月額 ③ (円)	
2025年4月	52kw		100			2,115						
2025年5月	52kw		100			2,329						
2025年6月	52kw		100			5,296						
2025年7月	52kw		100			8,586						
2025年8月	52kw		100			9,471						
2025年9月	52kw		100			6,936						
2025年10月	52kw		100			3,124						
2025年11月	52kw		100			2,494						
2025年12月	52kw		100			3,103						
2026年1月	52kw		100			3,041						
2026年2月	52kw		100			2,906						
2026年3月	52kw		100			2,437						
合計	—	—	—	—	—※5	51,838	—	—※5	—	—	—※5	年間合計

(税込価格)

基本料金の積算方法 (標準力率の変動に対する積算を行う場合等)	
------------------------------------	--

- ※1 毎月ごとの合計は、円未満の端数を切り捨てて計上すること。
- ※2 力率割引は、円未満の小数点以下第3位を四捨五入する。(小数点第2位までの表示)
- ※3 使用電力量料金月額②は、円未満の小数点以下第2位を表示する。
- ※4 力率を考慮する業者は過去の実績によらず100%で計算すること。
- ※5 基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金の年間合計は月々で端数切捨てのため計上しないこと。
- ※6 金額の前に「▲」(マイナス)を表示すること。
- ※7 対象使用電力量は、小数点以下第1位を四捨五入する。(整数表示)
- ※8 再エネ使用電力量料金月額③は、円未満の小数点以下第2位を表示する

(注意) 本入札付属書は、入札書とともに提出すること。

(注意) 本入札付属書以外のものを使用する場合は事前に申出ること。電子入札の際も入札付属書の提出は必要。

入札書・入札付属書について

1. 入札付属書

①作成方法

各施設（江迎労働基準監督署から江迎公共職業安定所までの9施設）が入札付属書の①～⑨に対応しているため、施設毎の入札付属書を合計9枚作成すること。

②単価（基本料金・使用電力量料金）

どちらの単価も消費税込で計上すること。

※「月額」、「年間合計」も消費税込の金額になる。

基本料金単価の単位は「k w」、「使用電力量料金単価の単位は「k w h」とし、どちらの単価も円未満の端数を計上可能とする。

③予定契約電力、予定使用電力

どちらも長崎労働局が提示する。この数値に上記「②」の単価を乗じて、基本料金、使用電力量料金のそれぞれを計上する。力率に応じて割引、割増を考慮する業者は、力率100%とみなすこと。なお、燃料費調整、市場価格調整と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は算入しないこと。

④単価（再エネ使用電力量料金）、対象使用電力量

単価は消費税込みで計上すること。

※「月額」、「年間合計」も消費税込みの金額になる。

再エネ使用電力量料金の単位は「k h w」とし、単価は円未満の端数を計上可能とする。

対象使用電力量については、小数点以下第1位を四捨五入した値を計上すること。この数値に④の単価を乗じて、再エネ使用電力量料金を計上する。

なお、再エネ使用電力量に応じた料金が発生しない場合は、単価・対象使用電力量のいずれについても、0を計上すること。

⑤端数処理

ひと月の料金計算は、基本料金、使用電力量料金、再エネ使用電力量料金のいずれについても、小数第3位以下を切り捨てた小数第2位までの値を計上し、これを合算後に切り捨てる。

詳細は入札付属書の※印注意書き参照。

例.

基本料金…	1, 234. 56円
使用電力量料金…	7, 891. 51円
再エネ使用電力量料金…	963. 82円
ひと月の料金…	10, 089円（ <u>合算後に</u> 円未満切捨て）

2. 入札書

①入札金額の計算方法

上記「1.」で作成した入札付属書中「年間合計」（消費税込）の9施設分の合算額を計上し、これに110分の100を乗じた金額（税抜額）とする。

例.

9施設の「年間合計」の合算額…	1, 234, 567円（税込）
	$1, 234, 567 \times 100 / 110 = 1, 122, 333. 63 \dots$

②端数処理

9施設の「年間合計」の合算額に110分の100を乗じた後、1円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てる。上記「①」の例によると、以下のとおりになる。

$1, 122, 333. 63 \dots \rightarrow 1, 122, 333$ 円
（入札金額。 <u>入札書に記入。</u> ）

落札価格は、入札金額を割戻した税込金額とするが、割戻した後に、1円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てた額を落札金額とする。上記「②」の例によると、以下のとおりとなる。

$1, 122, 333 \text{円} \times 1. 1 = 1, 234, 566. 30$
↓
1, 234, 566円
（税込。落札価格。）

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 大立目 勇治 様

委 任 者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受 任 者

所 在 地

商号又は名称

氏 名

(注)

(件名)

長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

委 任 事 項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

- (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとすること。
- (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

- (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際、「法人の代表者 → 支店又は営業所長の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4（復代理人用）を使用すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。（民法第104条）

- (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人（実際に入札を行う者）とすること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長崎労働局総務部長 大立目 勇治 様

委任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者

所在地

商号又は名称

氏名

(注)

(件名)

長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

(注) 代理人の印鑑を押印する場合は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

- (1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。
- (2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

- (1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

その際、「法人の代表者 → 支店又は営業所長の長」への委任状は、別紙4を使用し、復代理人の選任の欄にチェックを入れること。「支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」への委任状は、別紙4（復代理人用）を使用すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とすること。なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。(民法第104条)

- (2) 入札書は前記1と同様、入札者を上記代理人（実際に入札を行う者）とすること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかな資料を添付すること。

入 札 辞 退 届

案 件 名

長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

上記について入札申込をしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

自己申告書

案件名

長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

仕 様 書

- 1 調達件名
長崎労働局管下9施設で使用する電気の供給（単価契約）
- 2 供給期間
令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで
- 3 需要場所
別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり
- 4 業種及び用途
官公署（事務所）

5 仕様

(1) 電力供給条件

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| ①受電設備容量 | : | 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり |
| ②供給電気方式 | : | 交流3相3線式 |
| ③供給電圧（標準電圧） | : | 6,000ボルト |
| ④計量電圧（標準電圧） | : | 6,000ボルト |
| ⑤標準周波数 | : | 60ヘルツ |
| ⑥受電方式 | : | 1回線受電方式 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

- | | | |
|----------|---|--------------------|
| ①予定契約電力 | : | 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり |
| ②予定使用電力量 | : | 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり |
| ③力率（予定） | : | 100% |

※ 供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、電気事業者の供給条件に特段の定めがある場合は、協議の上、契約電力を決定する。

※ 月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、令和5年9月から令和6年8月の実績である。

※ 予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。

(3) 単位及び端数処理

- ①契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ②使用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する

こと。

③力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入すること。

④料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てること。

(4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は該当年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とすること。また、その環境価値について、長崎労働局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

※ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について、確認できる資料を、半期ごとに書面（任意様式）で提出すること。

(5) 電力量等の検針

自動検針装置の有無 : 有

(6) 需給地点、計量地点等

①需給地点 : 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり

②計量地点 : 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり

③保安責任分界点 : 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり

④財産分界点 : 別添「需要場所一覧表①～⑨」のとおり

(7) その他

①契約期間中における力率は、100%を保持する予定。

②各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、市場価格調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。

③仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件並びに選択供給条件による。

6 個人情報保護及び作業従事者

(1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策も万全を期すこと。

(2) 自社の作業従事者及び本契約業務に関わるものに対して、業務上必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

7 請求及び代金の支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 毎月の業務を履行し、当方の検査担当職員による検査に合格したときは、需要場所毎に作成した請求書を「官署支出官 長崎労働局長」（以下「官署支出官」という。）に提出し、代金の請求を行うこと。
- (3) 官署支出官は、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関へ振り込むこととする。（免税業者については消費税の加算は行わないこと。）

8 アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って対応すること。

9 その他の注意点

落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

需 要 場 所 一 覧 表 ①

需要場所	江迎労働基準監督署庁舎			
	佐世保市江迎町長坂123番19号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	125 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	24 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	34,065 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100 %	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	江迎労働基準監督署庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	江迎労働基準監督署庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ			
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ②

需要場所	島原労働基準監督署庁舎			
	島原市新馬場町905番1号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	150 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	26 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	33,678 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100 %	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	島原労働基準監督署庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	島原労働基準監督署庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ			
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ③

需要場所	長崎公共職業安定所庁舎			
	長崎市宝栄町4番25号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	250 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	119 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	158,130 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100%	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	長崎公共職業安定所庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	長崎公共職業安定所庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ			
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ④

需要場所	大瀬戸合同庁舎（長崎公共職業安定所西海出張所）			
	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷4 1 2 番地			
用 途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	105 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6, 0 0 0 V	
		計量電圧	6, 0 0 0 V	
		標準周波数	6 0 H z	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力（予定）	56 kw	（供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500 kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。）
		予定使用電力量	40,485 kWh	（月別内訳は別紙のとおり）
		力率（予定）	100 %	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	大瀬戸合同庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	大瀬戸合同庁舎の構内1号柱		
	保安責任分界点	需給地点に同じ		
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ⑤

需要場所	佐世保公共職業安定所庁舎			
	佐世保市稲荷町2番30号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	150 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	86 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	125,190 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100%	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	佐世保公共職業安定所庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	佐世保公共職業安定所庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ			
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ⑥

需要場所	諫早公共職業安定所庁舎			
	諫早市幸町4番8号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	125 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	47 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	76,082 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100 %	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	諫早公共職業安定所庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	諫早公共職業安定所庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ			
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ⑦

需要場所	大村公共職業安定所庁舎			
	大村市松並一丁目 2 1 3 番 9 号			
用 途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	80 KVA	
		供給電気方式	交流 3 相 3 線式	
		標準電圧	6, 0 0 0 V	
		計量電圧	6, 0 0 0 V	
		標準周波数	6 0 H z	
		受電方式	1 回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力 (予定)	41 kw	(供給開始後の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、5 0 0 k W 以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	51,914 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率 (予定)	100 %	
	契約期間	自 令和 7 年 4 月 1 日 0 時		
		至 令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	大村公共職業安定所庁舎の構内 1 号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	大村公共職業安定所庁舎の構内 1 号柱		
	保安責任分界点	需給地点に同じ		
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

需 要 場 所 一 覧 表 ⑧

需要場所	島原公共職業安定所庁舎		
	島原市片町633番地		
用途	官公署		
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	105 KVA
		供給電気方式	交流3相3線式
		標準電圧	6,000V
		計量電圧	6,000V
		標準周波数	60Hz
		受電方式	1回線受電方式
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	32 kw
			(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	41,886 kWh (月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100%
	契約期間	自 令和7年4月1日0時	
		至 令和8年3月31日24時	
	電力計の検針	自動検針装置有	
	需給地点	島原公共職業安定所庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点	
計量地点	島原公共職業安定所庁舎の構内1号柱		
保安責任分界点	需給地点に同じ		
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。		

需 要 場 所 一 覧 表 ⑨

需要場所	江迎公共職業安定所庁舎			
	佐世保市江迎町長坂182番4号			
用途	官公署			
仕 様	電力供給条件	受電設備容量	70 KVA	
		供給電気方式	交流3相3線式	
		標準電圧	6,000V	
		計量電圧	6,000V	
		標準周波数	60Hz	
		受電方式	1回線受電方式	
	契約電力及び予定 使用電力量	契約電力(予定)	52 kw	(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が、500kW以上となる場合、協議の上、契約電力を決定する。)
		予定使用電力量	51,838 kWh	(月別内訳は別紙のとおり)
		力率(予定)	100 %	
	契約期間	自 令和7年4月1日0時		
		至 令和8年3月31日24時		
	電力計の検針	自動検針装置有		
	需給地点	江迎公共職業安定所庁舎の構内1号柱に長崎労働局が設置した開閉器の電源側接続点		
	計量地点	江迎公共職業安定所庁舎の構内1号柱		
	保安責任分界点	需給地点に同じ		
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。			

別紙【使用電力内訳】

需要場所	区分	令和5年9月～12月、令和6年1月～8月の使用実績											計	
		R6 4月	5月	6月	7月	R6 8月	R5 9月	10月	11月	R5 12月	R6 1月	2月		3月
		力率[%]見込												
江迎労働基準監督署	最大需用電力[kW]	14	5	16	20	24	21	16	17	15	20	16	14	24
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
24 kw	使用量[kWh]	1,761	1,567	2,679	4,068	4,156	3,817	1,859	2,143	2,905	3,232	2,955	2,923	34,065
島原労働基準監督署	最大需用電力[kW]	7	16	21	23	26	23	18	16	19	23	21	15	26
100%	力率[%]	100	99	100	100	100	100	99	100	100	100	100	100	
26 kw	使用量[kWh]	1,327	1,160	2,444	4,798	4,847	4,354	1,392	1,589	3,108	3,293	2,997	2,369	33,678
長崎公共職業安定所	最大需用電力[kW]	38	55	67	114	119	78	56	59	77	86	67	61	119
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
119 kw	使用量[kWh]	9,518	10,489	12,176	16,897	20,845	15,758	11,870	9,900	12,764	14,317	11,996	11,600	158,130
長崎公共職業安定所 西海出張所	最大需用電力[kW]	10	26	39	56	52	50	40	14	10	10	11	18	56
100%	力率[%]	100	100	99	97	96	97	100	100	100	100	100	100	
56 kw	使用量[kWh]	1,854	2,015	3,806	6,778	7,217	6,160	2,746	1,941	2,005	1,924	1,833	2,206	40,485
佐世保公共職業安定所	最大需用電力[kW]	39	55	65	79	86	76	58	60	73	66	61	57	86
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
86 kw	使用量[kWh]	7,055	8,337	11,365	14,302	14,361	12,709	8,222	7,555	10,233	10,958	10,441	9,652	125,190
諫早公共職業安定所	最大需用電力[kW]	15	34	38	38	23	47	44	42	37	37	32	32	47
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
47 kw	使用量[kWh]	4,186	4,583	6,942	6,654	6,200	10,428	6,242	5,738	6,651	7,019	6,101	5,338	76,082
大村公共職業安定所	最大需用電力[kW]	13	28	29	34	35	41	25	24	26	26	30	31	41
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
41 kw	使用量[kWh]	2,635	2,638	3,964	6,451	6,605	7,113	2,712	2,996	4,351	4,510	4,189	3,750	51,914
島原公共職業安定所	最大需用電力[kW]	10	14	17	30	32	27	16	19	28	30	22	19	32
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
32 kw	使用量[kWh]	2,301	2,541	2,944	4,586	4,882	4,385	2,838	2,624	3,729	4,137	3,549	3,370	41,886
江迎公共職業安定所	最大需用電力[kW]	16	32	39	52	52	43	41	17	17	17	17	16	52
100%	力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
52 kw	使用量[kWh]	2,115	2,329	5,296	8,586	9,471	6,936	3,124	2,494	3,103	3,041	2,906	2,437	51,838

※ 使用電力量については前年の使用実績（令和5年9月～12月、令和6年1月～8月）による。

※ 契約電力[kw]及び力率[%]は予定。契約電力[kw]は令和5年9月～12月、令和6年1月～8月の実績による。